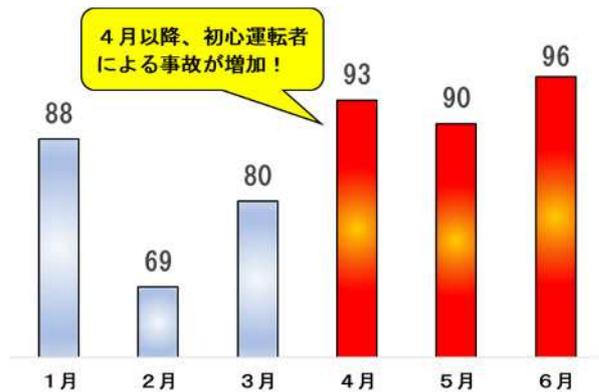


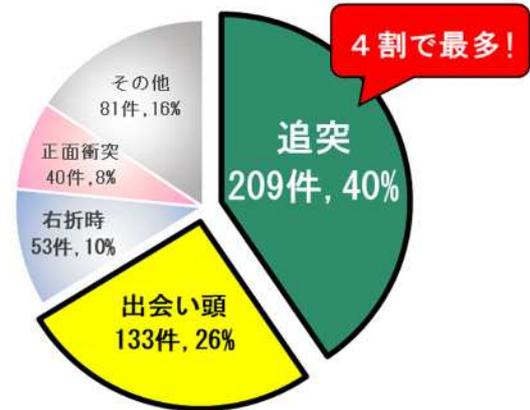
今春から運転デビューする方へ 運転は焦らず慎重に！

初心運転者による交通事故(令和2～6年上半期 合計516件)

【発生月別】



【事故類型別】



初心者マークの表示義務

準中型免許または普通免許取得後1年未満の運転者は、車体の前面と後面の所定の位置に初心者マーク(初心運転者標識)をつけずに自動車を運転してはならない。

【道路交通法71条の5第2項】※除外規定あり

- ▶ 罰則 2万円以下の罰金または料料
- ▶ 違反点 1点(初心運転者標識表示義務違反)
- ▶ 反則金 大型(準中型のみ)6,000円 普通4,000円



初心者マーク
(初心運転者標識)

留意事項

- ◇ 交通事故で最も多いのは追突です。ハンドルを握ったら運転に集中し、前方の道路状況をよく確認しながら走行しましょう。
また、運転中の携帯電話の使用やカーナビの操作は絶対にやめましょう。
- ◇ 交通事故を起こしてしまったら、気が動転しても決して逃げてはいけません。
被害者の救護や警察への通報など、必要な措置をとりましょう。
- ◇ 初心者マークの車を見かけたら、幅寄せや無理な割り込みはせず、安全に通行できるように、思いやりのある運転を心がけましょう。

